

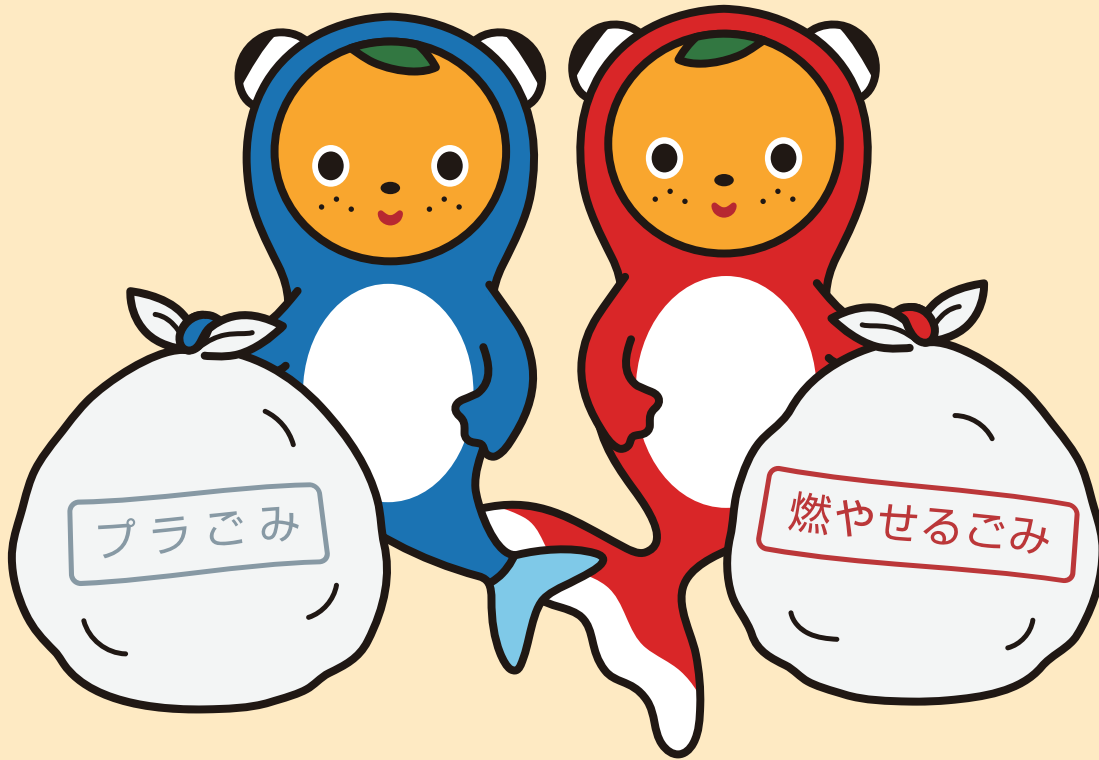
# ごみ分別の 手引き



令和5年(2023年)4月 改訂

※ 令和5年(2023年)5月1日～適用

周防大島町 PR サポーター  
みかトト©&みかキン©



「混ぜればごみ、分ければ資源」



ごみの量を減らそう  
繰り返し使おう  
資源として活かそう



P.1 はじめに  
P.2 ごみの出し方  
ポイント

P.3 3Rの推進  
P.4 ごみのゆくえ

P.5～P.6  
燃やせるごみ

P.7～P.8  
容器包装  
プラスチック

P.9 その他  
プラスチック  
P.10 空ビン

P.11 ペットボトル  
P.12 空カン

P.13 金属類  
P.14 埋立ごみ

P.15 有害ごみ  
P.16 粗大ごみ

P.17～P.18  
特定家庭用機器

P.19～P.20  
家庭用パソコン

P.21  
収集できないごみ

P.22  
収集も処理も  
できないごみ

P.23～42  
五十音順  
ごみ分別区分一覧

P.43  
台風接近等における  
ごみ収集の取り扱い

P.44  
大規模災害時における  
災害ごみの出し方

P.45  
Q & A

P.46  
不法投棄・野焼き  
事業者のみなさまへ









## はじめに

現在、世界の人口増加を背景に、食糧や石油などの限りある資源の不足・枯渇への懸念、地球規模での温暖化など環境問題が深刻化しています。






その一因である大量生産・大量消費・大量廃棄型の元来のシステムを見直し、環境への負荷の少ない、持続可能な循環型社会の実現が、地域においても求められています。

町民の皆さまには、日常から「3R」を意識して、より一層のごみ減量とリサイクルの推進にご協力いただきますよう、お願いします。

### 改訂箇所

-  薄手のビニール類(☑「プラマーク」がついた包装等)  
「燃やせるごみ」⇒「**容器包装プラスチック**」 P.5、7 参照  
※従前どおり「燃やせるごみ」としても出せます。
-  化粧品のビン  
「埋立ごみ」⇒「**空ビン**」 P.10 参照
-  充電式電池(モバイルバッテリーや電動工具のバッテリー)  
「収集も処理もできないごみ」⇒「**有害ごみ**」 P.15 参照
-  電池が取り外せない小型家電(目安: 電動シェーバー程度の大きさ)  
「金属類」⇒「**有害ごみ**」 P.15 参照
-  「有害ごみ」内、電池類  
**必ずセロハンテープなどで絶縁する** P.15 参照
-  「有害ごみ」内、カセットボンベやスプレー缶など  
完全に使い切り、必ず穴をあけて⇒「**完全に使い切り、**」 P.15 参照

### 追加箇所

-  新型コロナウイルスなどの感染症対策のためのご家庭でのごみの捨て方  
⇒ P.2、P.5～6 参照
-  在宅医療廃棄物  
⇒ P.5～6 参照
-  家庭用パソコン・小型家電の宅配便回収  
⇒ P.20 参照
-  台風接近等におけるごみ収集の取り扱い  
⇒ P.43 参照
-  大規模災害時における災害ごみの出し方  
⇒ P.44 参照

#### チェック

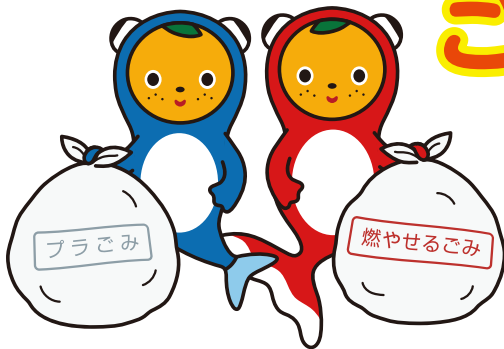


ごみを分別することで、ごみの減量・リサイクルの推進に繋がり、循環型社会を形成する一助となります。

これは、SDGsの目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標12「つくる責任 つかう責任」の取組になります。

町民の皆さまのご協力をお願いします。

# ごみの出し方ポイント!



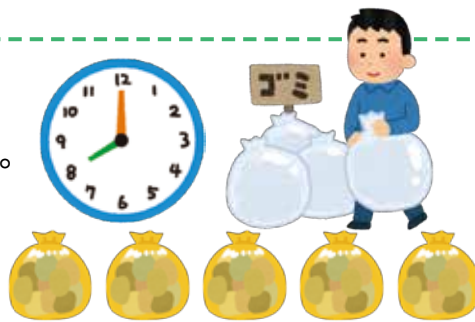
- 町指定のごみ袋に記名して!
- 決められた場所・日時に!
- 責任をもって分別する!

## チェック

◎ごみ出しは、収集日の**午前8時00分まで**に決められたごみ収集ステーションへ出してください。

※一部離島を除きます。

◎ごみ収集ステーションに一度に出せる各種ごみの量は、1世帯**5袋まで**です。



## 重要!

- 「ごみ収集ステーション」の設置、清掃などの維持管理・運営は、各自治会等です。上記の「ごみの出し方ポイント!」を厳守いただけない場合、収集できません。
- 残されたごみに収集できなかった理由を書いた紙を貼り付けていますので、持ち帰り、再度適正に分別して次の収集日に出してください。

※**放置されますと、自治会の方々に迷惑がかかりますので、絶対にやめてください。**



きれいで使いやすい  
ごみ収集ステーションにしましょう。



## 注意

### 新型コロナウイルスなどの感染症対策のためのご家庭でのごみの捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいる場合、下記の点にご注意ください。(※P.6参照)

#### 〈燃やせるごみ〉

- 鼻水・痰等が付着したマスクやティッシュ
- 食事などの際に利用した使い捨ての食器
- 排せつ物が付着したおむつ  
(汚物はトイレへ流してください)
- 感染症検査用試薬キット  
(プラスチック製含む・針なし)



#### 〈燃やせないごみ〉

- ペットボトル
- 缶
- ビン



#### 〈燃やせるごみについて〉

- ①ごみに直接触れない  
→ごみ箱にごみ袋をかぶせる。
- ②ごみ袋はしっかり縛って封をする  
(袋内をアルコール消毒する。)  
→いっぱいになる前に、  
ごみ袋の空気を抜き、密封。
- ③ご自宅で**4日間**保管し、収集日に出す。
- ④ごみを捨てた後は手を洗う

#### 〈燃やせないごみについて〉

※ご自宅で**4日間**保管し、収集日に出す。

参考・出典:  
\* 環境省 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物対策について取りまとめた資料  
[https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/coronakoho.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html)

3Rの推進  
ごみのゆくえ

燃やせる  
ごみ

容器包装  
プラスチック

その他  
プラスチック  
空ビン

ペットボトル  
空カン

金属類  
埋立ごみ

有害ごみ  
粗大ごみ

特定家庭用  
機器

家庭用  
パソコン

収集でき  
ないごみ

収集も処理も  
できないごみ

五十音順  
ごみ分別  
区分一覧

台風接近等  
におけるごみ  
収集の取り扱い

大規模災害時  
における災害  
ごみの出し方

Q&A

不法投棄・野焼き  
事業者のみなさまへ

# ごみ減量のキーワード「3R」

## ポイント



「3R」とは、ごみ減量のキーワードである

リデュース  
「Reduce ごみの量を減らそう」

リユース  
「Reuse 繰り返し使おう」

リサイクル  
「Recycle 資源として活かそう」

の3つの言葉の頭文字、  
3つの「R」をとったものです。



※限りある資源を有効活用し、環境への負担を少なくする「循環型社会」を目指す第一歩が、「3R」の実践です！



「3R」の実践って、具体的になにをすればいいのかな？



どんな行動が「3R」の実践につながるか考えてみよう！  
まず「Reduce ごみの量を減らそう」。これが一番大事！

- ・買い物ではマイバッグを持参し、レジ袋を断る。
- ・過剰包装や不要な包装は断る。などが実践例だよ。



ごみになるものを減らす行動が、「Reduce」の実践になるんだね。  
私は買い物でバラ売りなど必要な量だけ買うようにしてみるよ！



いいね！！

次に「Reuse 繰り返し使おう」。

- ・詰め替え用が用意されているものを選ぶ。
- ・使い捨てないマイ箸、マイボトルを使う。など  
出来そうなことから意識してみよう！



長く使える方法を考えると「Reuse」になりそうだ！  
気に入ったものを修理しながら長く使っていきたいな！



使い捨てにしないことが大事だね！

最後に「Recycle 資源として活かそう」。

- ・分別を徹底する。
- 混ざればごみ、分ければ資源が合言葉だよ！



正しく分別して、出すことが「Recycle」につながるんだね！  
この「周防大島町ごみ分別の手引き」をしっかりと確認して、  
分別頑張ります！！

## まとめ



一人ひとりが「3R」を意識して行動することで、大きな力となります。  
限りある資源を有効活用し、環境への負担を少なくする「循環型社会」を  
目指していきましょう！

# ごみのゆくえ ~分別した、その後を知ろう~

はじめに  
ごみの出し方  
ポイント

3Rの推進  
ごみのゆくえ

**燃やせるごみ**

周防大島町  
清掃センター

**容器包装プラスチック**

**その他プラスチック**

**空ビン**

**ペットボトル**

**空カン**

**金属類**

**埋立ごみ**

**有害ごみ**

**粗大ごみ**

**家庭用パソコン**

周防大島町  
環境センター

焼却  
処理

焼却灰を  
セメントの原料へ

選別  
圧縮梱包

プラスチック製品の原料、  
建築用資材、  
コークス等の燃料など

選別

サーマルリサイクル  
(熱エネルギーの回収)

破碎

びん、タイル、  
ブロック用の原料など

選別  
圧縮梱包

ペットボトル、  
繊維製品など

圧縮  
成形

アルミ缶、  
スチール缶など

選別

自動車や家電製品の  
一部など

破碎

埋立処分

選別

アルミ製品の原料、  
ガラス製品の原料、  
プラスチック製品の原料など

選別  
破碎

素材ごとに  
リサイクルへ

選別

小型家電  
リサイクルへ

燃やせる  
ごみ

容器包装  
プラスチック

その他  
プラスチック  
空ビン

ペットボトル  
空カン

金属類  
埋立ごみ

有害ごみ  
粗大ごみ

特定家庭用  
機器

家庭用  
パソコン

収集でき  
ないごみ

収集も処理も  
できないごみ

五十音順  
ごみ分別  
区分一覧

台風接近等  
におけるごみ収  
集の取り扱い

大規模災害時  
における災害  
ごみの出し方

Q&A

不法投棄・野焼き  
事業者のみなさまへ

# 燃やせるごみ

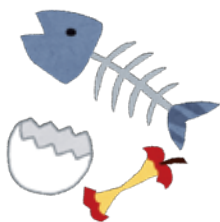
町指定の  
茶色ビニール袋

大 小



## 生ごみ

水気をよく切り  
新聞紙等に包む



## 食用油

紙、または  
布に吸わせる  
凝固剤で固める



## 紙おむつ

汚物は必ず取り除き、  
新聞紙等に包む



## 紙・布(衣類)等



## 薄手のビニール類

食品類の包装袋、  
レトルト食品の袋、  
ラップ、使い捨て手袋等



※P.7~8参照

「プラマーク」がついた包装等はできるだけ  
「容器包装プラスチック」へ出してください。

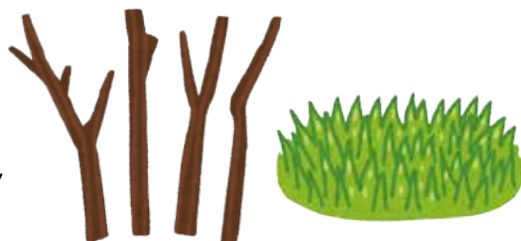
## 布団・毛布など

町指定の袋に入らない場合は、  
袋に相当する大きさに縛り  
袋(大)を結び付ける。  
※目安:布団1枚に対して袋(大)1枚



## 枝木・草

規定の寸法(長さ50cm以下・太さ10cm以下)  
に切断する。  
町指定の袋に入らない場合は、規定の寸法を厳守し  
縛ってまとめて袋(大)を結び付ける。



## 木製大型家具



※収集できないごみ ※P.21参照

NEW

新型コロナウイルスなどの  
感染症対策のための  
ご家庭でのごみの捨て方



※P.6参照

NEW

在宅医療廃棄物



※P.6参照

## ポイント



- ◎黒色等のビニール袋で内容物を確認できなくさせる「二重袋」は収集しません。
- ◎町指定袋5袋を超える量を一度に処分したい場合、規定の寸法に切断できない場合は、有料で、周防大島町清掃センターへ直接搬入できます。

## 重要!

### 新型コロナウイルスなどの感染症対策のためのご家庭でのごみの捨て方

- ①ごみに直接触れない。  
→ごみ箱にごみ袋をかぶせる。
- ②ごみ袋はしっかり縛って封をする。(袋内をアルコール消毒してください)  
→いっぱいになる前に、ごみ袋の空気を抜き、密封。
- ③ご自宅で**4日間**保管し、収集日に出す。
- ④ごみを捨てた後は手を洗う。

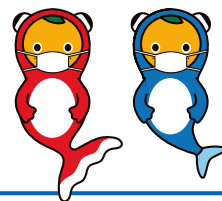
参考・出典：“環境省 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物対策について取りまとめた資料”  
[https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/coronakoho.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html)

#### 感染症検査用試薬キット

プラスチックが主材料で針の無いものが対象です。  
感染防止のため、焼却処分します。  
※針の有るものは購入したお店、メーカーへご相談ください。



ご家族にとっても、  
ごみを収集・処理する作業員にとっても、  
ごみの円滑・安全な収集・処理を行ううえで大切な行動です。ご協力ください。



## 重要!

### 在宅医療廃棄物(血液・針のついていないもの)

- ①内容物を必ず取り除いて、洗浄。
- ②新聞紙やビニール袋等で包み、「燃やせるごみ」に出す。



「プラマーク」がついていても「燃やせるごみ」へ出してください。



- 腹膜透析バッグ (CAPD)、点滴バッグなど
  - チューブ類 (吸引チューブなど)、カテーテル類 (導尿カテーテルなど)
  - 注射筒 (ペン型自己注射カートリッジ)、注射器 (経管栄養などの注入器) ※針は必ず取り外してください。
  - ストーマ袋 (人工肛門)、導尿バッグ、紙おむつ類、ガーゼ、脱脂綿
- ※汚物はトイレへ流してください。



## 注意

### 受け取った医療機関・薬局に返すもの(血液・針のついていないもの)

- 注射針 (ペン型自己注射針など)
- 医療用注射針、点滴針



参考・出典：“環境省 在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き”  
[https://www.env.go.jp/recycle/misc/g\\_l\\_tmwh/index.html](https://www.env.go.jp/recycle/misc/g_l_tmwh/index.html)



# 容器包装プラスチック

町指定の透明ビニール袋 大 小



ポイント



このマークが  
目印!

対象となるのは、プラスチック製の「プラマーク」のついた容器や包装物です。

- ① 中身を出して、
- ② よく洗い、
- ③ 水気を切って、出してください。

## パック類

卵のパック、豆腐のパック  
洗剤・シャンプーの詰替容器など



## ボトル類

食用油、ソース、ドレッシング  
洗剤・シャンプーなどの容器



## カップ類

カップめん  
ゼリー  
ヨーグルトなどの容器



## トレイ類

肉・魚・野菜などのトレイ  
コンビニ弁当などの容器



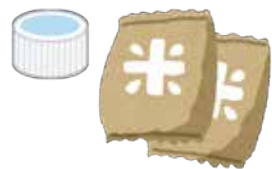
## チューブ類

歯磨き粉  
マヨネーズ・ケチャップ  
わさび・からしなどのチューブ



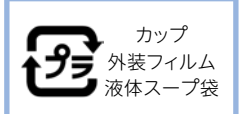
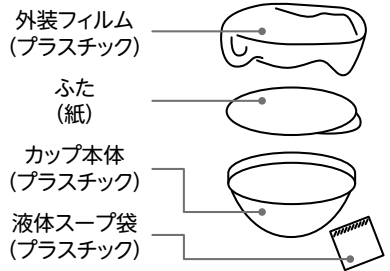
## その他

ペットボトルのキャップ  
米袋  
薄手のビニール類  
(「プラマーク」が**ついた包装等**)  
→ 従前どおり「燃やせるごみ」  
としても出せます。



## 具体例 カップ麺の場合

参考・出典：“公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会”  
[https://www.jcpra.or.jp/container/obligation\\_penalties/Identific/tabid/110/index.php](https://www.jcpra.or.jp/container/obligation_penalties/Identific/tabid/110/index.php)



▶ 「容器包装プラスチック」



▶ 「燃やせるごみ」

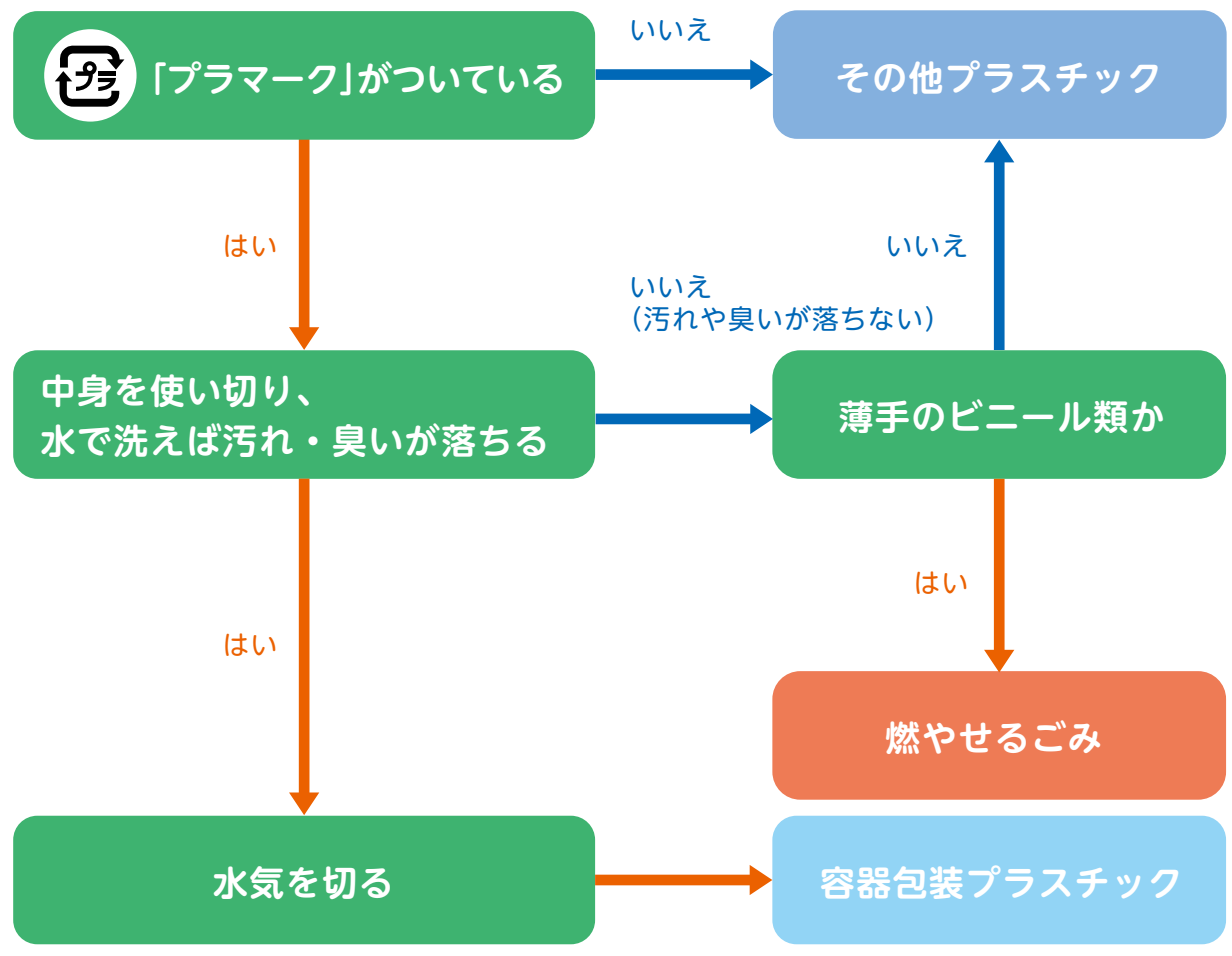
**注意**

「プラマーク」がついていても、洗っても、汚れ・臭いが取れにくいもの (レトルト食品の袋)などは、「燃やせるごみ」に分別します。



# チェック

## プラスチック製品の出し方 フローチャート



### 注意

新型コロナウイルス等感染症検査用試薬キット、在宅医療廃棄物(血液・針のついていないもの)は「プラマーク」がついていても「燃やせるごみ」です。



※P.6参照

### 注意

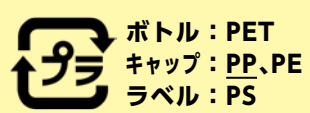
## 分別を間違えやすいもの

◎ 「その他プラスチック」に分別してください。 ※P.9参照

- プラスチック製  
スプーン・フォーク・ナイフ  
ストロー
- 食品保存用容器  
(タッパーなど)  
CDのケースなど
- 果物の受け皿や  
ネット
- 発泡スチロール



◎ 材質表示(下図ボトル: PET など)より、マークに注目してください。



「プラマーク」の横に、「ボトル: PET」と書かれていますが、「プラマーク」に注目して上記フローチャートを参考に分別してください。  
※ペットボトルに分別しないでください。

# その他プラスチック

町指定の透明ビニール袋 **大** **小**

## ポイント



対象となるのは、  
「容器包装プラスチック」以外のプラスチック製品、  
ビニール製品、革製品、ゴム製品、発泡スチロールなどです。

### プラスチック製品

CD・DVD及びケース  
バケツ  
タッパー(食品保存用など)  
歯ブラシなど



### ビニール製品

レインコート  
ビニールシート  
ホースなど



### 革製品

靴  
ブーツ  
鞆など



### ゴム製品

ゴム手袋  
ゴム長靴  
ビーチサンダルなど



### 発泡スチロール

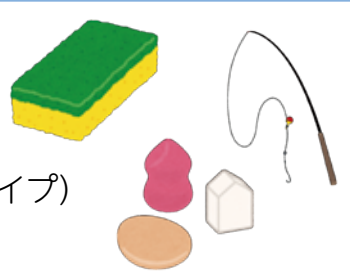
緩衝材  
箱など

※指定袋に入る大きさに切って、  
発泡スチロールだけで捨ててください。



### その他

スポンジ  
シート状の磁石  
保冷剤(ハードタイプ)  
釣竿など



## 重要!

以下のものは、絶対に入れないでください。

- 使い捨てライター → 完全に使い切ってから「埋立ごみ」 ※P.14 参照
- 刃物(カミソリ) → 「金属類」 ※P.13 参照



- 農業系廃棄物(マルチシート、肥料袋など)
  - 漁業系廃棄物(漁網、テグス、浮子類など)
- 「収集も処理もできないごみ」  
※P.22 参照

※事業で使用されたものは「収集も処理もできないごみ」です。  
産業廃棄物に該当するので、産業廃棄物許可業者に処理を依頼してください。



# 空ビン

## ポイント

NEW



対象となるのは、飲み物・食べ物・調味料・化粧品のビン容器です。  
透明・茶色・その他の3色に分別し、コンテナボックスへ出してください。  
① 中身を出して、② よく洗い、③ 水気を切って、出してください。



### 透明

※白色のすりガラスビンを含みます。



白色コンテナ

### 茶色



黄色コンテナ

### その他



青色コンテナ

## チェック



## 透明なビンの見分け方

ポイントは、ビンの口に注目すること!!

一見、色は赤色のため、その他のコンテナに分別して出したいところですが、口の部分が透明なので、「透明」に分別します。

- 割れたり、欠けたりしたビンも「空ビン」へ出してください。
- キャップは外して、素材ごとに分別して出してください。  
例) プラスチック製 → 「容器包装プラスチック」  
金属製 → 「金属類」  
コルク製 → 「燃やせるごみ」
- ラベルは、簡単に外せるものは外して、「燃やせるごみ」へ出してください。



## 注意 分別を間違えやすいもの

- 農薬や劇薬のビン容器



「収集も処理もできないごみ」  
※P.22 参照

- 自家製果実酒等をつくるビン
- マニキュアなどの中身を除去するのが困難なビン
- 軟膏など陶磁器と見分けがつかない乳白色ビン




「埋立ごみ」  
※P.14 参照




# ペットボトル



**ポイント**




対象となるのは、ラベルに「PET マーク」がついた容器のみです。 


※「プラマーク」がついた食用油の容器などは、「容器包装プラスチック」に分別してください

※P.7～8 参照

**チェック** ペットボトルの出し方



- ① キャップ・ラベルを外す。
- ② 中身を全て出し、中をよく水洗いする。
- ③ 水気をよく切り、赤色ネット袋に入れて出す。




※ キャップ周辺のリングは取り外し不要。  
※ キャップ・ラベル → 「容器包装プラスチック」へ。

※ ペットボトルはつぶして入れても可。

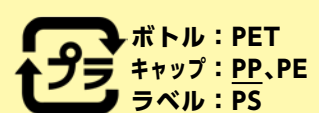
**注意** 分別を間違えやすいもの

◎ 「その他プラスチック」に分別してください。

- 本体にマジック等で書いた場合。
- 飲料水・食品以外のものの容器に使用した場合。
- 汚れや臭いがひどい場合。
- 別の用途に加工・使用した場合、切断した場合。



◎ 材質表示(下図ボトル：PET など)より、マークに注目してください。



「プラマーク」の横に、「ボトル：PET」と書かれていますが、ペットボトルに分別しないでください。

**重要!**

- 町指定の赤色ネット袋は紫外線で白く変色します。「変色している」という理由で収集しないことはありません。
- ネット袋の紐を固く縛らないでください。
- 収集後は早めにネット袋をお持ち帰りください。

# 空カン

町指定の  
青色ネット袋

## ポイント

対象となるのは、  
清涼飲料水・酒類・缶詰など飲み物、食べ物の小型の缶です。

① 中身を出して、② よく洗い、③ 水気を切って、出してください。

※ 缶をつぶさないでください。

規定寸法は直径13cm、高さ18cm以内の缶です。



## チェック

「空カン」は回収した後、ブロック状に固めてリサイクル事業者へ引き渡します。したがって、以下のような押し固めることができないものは、「金属類」に分別して出してください。

※P.13 参照



① つぶれた缶・  
ボロボロに錆びた缶



金属類

② ボトル缶の金属製のフタ



金属類

※本体は「空カン」です。

③ プルトップ式の缶詰のフタ

※缶切を使い開ける缶詰はフタを外さず、本体の内側に押し込んで、本体と一緒に「空カン」に分別してください。



金属類

※本体は「空カン」です。

④ 塗料やオイルなどの缶  
(中身は全て取り出してください。)



金属類

※中身は紙、または布に吸わせる→「燃やせるごみ」

⑤ 規定寸法を超える大きさの缶



金属類

## 注意 分別を間違えやすいもの

● カセットボンベの缶やスプレー缶 → 「有害ごみ」 ※P.15 参照



## 重要!

- 缶の中に異物(たばこの吸い殻など)を入れないでください。
- ネット袋の紐を固く縛らないでください。
- 収集後は早めにネット袋をお持ち帰りください。

# 金属類

町指定の緑色麻袋



## ポイント



対象となるのは、主に金属でできているものや電化製品です。  
町指定の緑色麻袋に入らないものは、空の指定麻袋を結び付けて、  
ごみ収集ステーションに出してください。

## 対象品(例)

### 〈金属製品〉

- 金属製のフタ、王冠
- 刃物(カミソリ、包丁等)
- 針金
- お菓子缶・食品油缶
- 鍋・フライパン・やかん
- 傘(金属製)
- 自転車
- 石油ストーブ など



### 〈電化製品〉

- アイロン
- 電子レンジ
- オーブン
- 炊飯器
- 電気ケトル
- ヘアドライヤー
- 掃除機
- 扇風機 など



## 注意 分別を間違えやすいもの

- エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機  
→「特定家庭用機器」 ※P.17～18参照
- 電池が取り外せない小型家電(目安:電動シェーバー程度の大きさ)
- カセットボンベの缶やスプレー缶



→「有害ごみ」※P.15 参照

## チェック



- 電池(バッテリー)が取り外せるものは必ず外し、フタをあけたまま出してください。  
外した電池(バッテリー) → 「有害ごみ」 ※P.15参照  
例) 電動自転車、おもちゃ、使用済み携帯電話など
- 石油ストーブや石油ファンヒーターから必ず灯油・電池を抜き取ってください。  
※灯油の廃棄は、ガソリンスタンドなど石油製品取扱店にご相談ください。



## 重要!

- 裁縫針や釣り針、画鋲などは金属容器に入れて出してください。
- 麻袋の紐を固く縛らないでください。
- 収集後は早めに麻袋をお持ち帰りください。





# 埋立ごみ

町指定のベージュ色麻袋



## ポイント



対象となるのは、  
ガラス類、陶磁器類、鏡や電球、磁石(厚みのあるもの)などです。  
町指定のベージュ色麻袋に入らないものは、空の指定麻袋を結び  
付けて、ごみ収集ステーションに出してください。

## 対象品(例)

### 〈ガラス類〉

ビン以外のガラス製品  
家具のガラス部分  
強化ガラス製品  
自家製果実酒等をつくるビン など



### 〈陶磁器類〉

茶碗  
植木鉢  
セラミック製品 など



### 〈電球類〉

白熱電球  
グロー球



### 〈その他〉

鏡  
ライター  
磁石(厚みのあるもの)



## 注意 分別を間違えやすいもの

- 蛍光管(蛍光灯)、LED管(LED球) → 「有害ごみ」 ※P.15 参照
- 化粧品のビン容器 → 「空ビン」 ※P.10 参照



## チェック

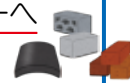


- 割れたり、欠けたりしたものはレジ袋に入れたり、新聞紙などに包んだりせず、町指定のベージュ色麻袋に直接入れて出してください。
- ライターは完全に使い切ってから出してください。



## 重要!

- 瓦、レンガ、コンクリートブロックは収集できませんが、周防大島町環境センターへ直接搬入(有料)できます。※ベージュ色麻袋1袋まで  
※ 事業活動(農業・漁業含む)に伴うものは「収集も処理もできないごみ」です。  
家屋の解体工事等に伴うものは業者に処理を依頼してください。
- 農薬や劇薬等薬品のビンは、「収集も処理もできないごみ」です。取扱店にご相談ください。 ※ P. 22 参照
- 自然石や砂、土は廃棄物として扱いません。専門(土木建築)業者にご相談ください。
- 麻袋の紐を固く縛らないでください。
- 収集後は早めに麻袋をお持ち帰りください



# 有害ごみ

## ポイント



対象となるのは、**蛍光管(蛍光灯)、LED管(LED球)、電池類、水銀使用の体温計や血圧計、カセットボンベやスプレー缶**などです。  
※ごみ収集ステーションへの出し方がそれぞれ異なるので、**ご注意ください。**

## 蛍光管(蛍光灯)・LED管(LED球)



〈対象〉 蛍光管(蛍光灯)やLED管(LED球)等本体(割れているものを含む)  
〈出し方〉 ごみ収集ステーションに設置しているコンテナボックスに出す。



- 梱包用の容器やビニール袋は外してください。
- 白熱電球やグロー球 → 「埋立ごみ」 ※P.14参照
- 照明器具(LED埋込式含む) → 「金属類」 ※P.13参照



## 電池類



〈対象〉 乾電池、ボタン電池、コイン電池  
**NEW** 充電式電池(モバイルバッテリーや電動工具のバッテリー)  
**NEW** 電池が取り外せない小型家電(目安:電動シェーバー程度の大きさ)

〈出し方〉 ごみ収集ステーションに設置しているコンテナボックスに出す。



● 電池類は、必ずセロハンテープなどで絶縁してください。  
 電池絶縁イラスト引用元: “一般社団法人電池工業会”  
<https://www.baj.or.jp/battery/recycle/recycle01.html>  
<https://www.baj.or.jp/battery/recycle/recycle02.html>

## 水銀使用の体温計や血圧計



〈対象〉 水銀が使用されている体温計、血圧計のみ  
 〈出し方〉 ごみ収集ステーションに設置しているコンテナボックスに出す。



- 電子体温計、電子血圧計 → 「金属類」 ※P.13参照

## カセットボンベやスプレー缶など (穴をあける必要はありません)



〈対象〉 カセットボンベ、スプレー缶(ヘアスプレーや制汗スプレー等)  
 エアゾール缶(スプレー式殺虫剤やスプレー式鎮痛剤等)  
 〈出し方〉 町指定の青色ネット袋(「空カン」と共通)に入れて出す。



- 完全に使い切って、火の気のない風通しのよい屋外で、ガス抜きキャップを使ってガス抜きを行って出してください。プラスチック製のフタ → 「容器包装プラスチック」 ※P.7~8参照
- 「空カン」に該当するものを混ぜないでください。 ※P.12参照

参考・出典: 一般社団法人日本エアゾール協会  
 正しいごみへの出し方  
<https://www.aij.or.jp/exhaust.html>





# 粗大ごみ

## ポイント



対象となるのは、

- ① 屋外湯沸し器(ボイラー) ※ 1
- ② オルガン(エレクトーン) ※ 2
- ③ ミシン(台付) ※ 3
- ④ マッサージ機(大型)
- ⑤ デスクトップ型ワープロ
- ⑥ 太陽熱温水器 ※ 1
- ⑦ 電気温水器 ※ 1
- ⑧ スプリング入マットレス です。



## 注意

- ※ 1 販売店等取扱業者に取り外しを依頼した場合は、あわせて処分も依頼してください。
- ※ 2 電子キーボード → 「金属類」※ P.13 参照
- ※ 3 分解しないで、そのままの状態ですべて「粗大ごみ」で出してください。

## チェック「粗大ごみ」の出し方



ごみ収集ステーションに出す場合

直接搬入する場合(※有料)

「有料ステッカー」を  
各総合支所または出張所で購入

周防大島町環境センターへ電話する  
(0820-77-0333)

粗大ごみ現品に  
「有料ステッカー」を貼る

搬入日時を調整し、指定時間に搬入

ごみ収集カレンダーを確認し粗大ごみ  
収集日にごみ収集ステーションに出す

処理料金を支払う

※有料ステッカーの料金は、  
生活衛生課(0820-79-1012)へお問い合わせください。

# 特定家庭用機器

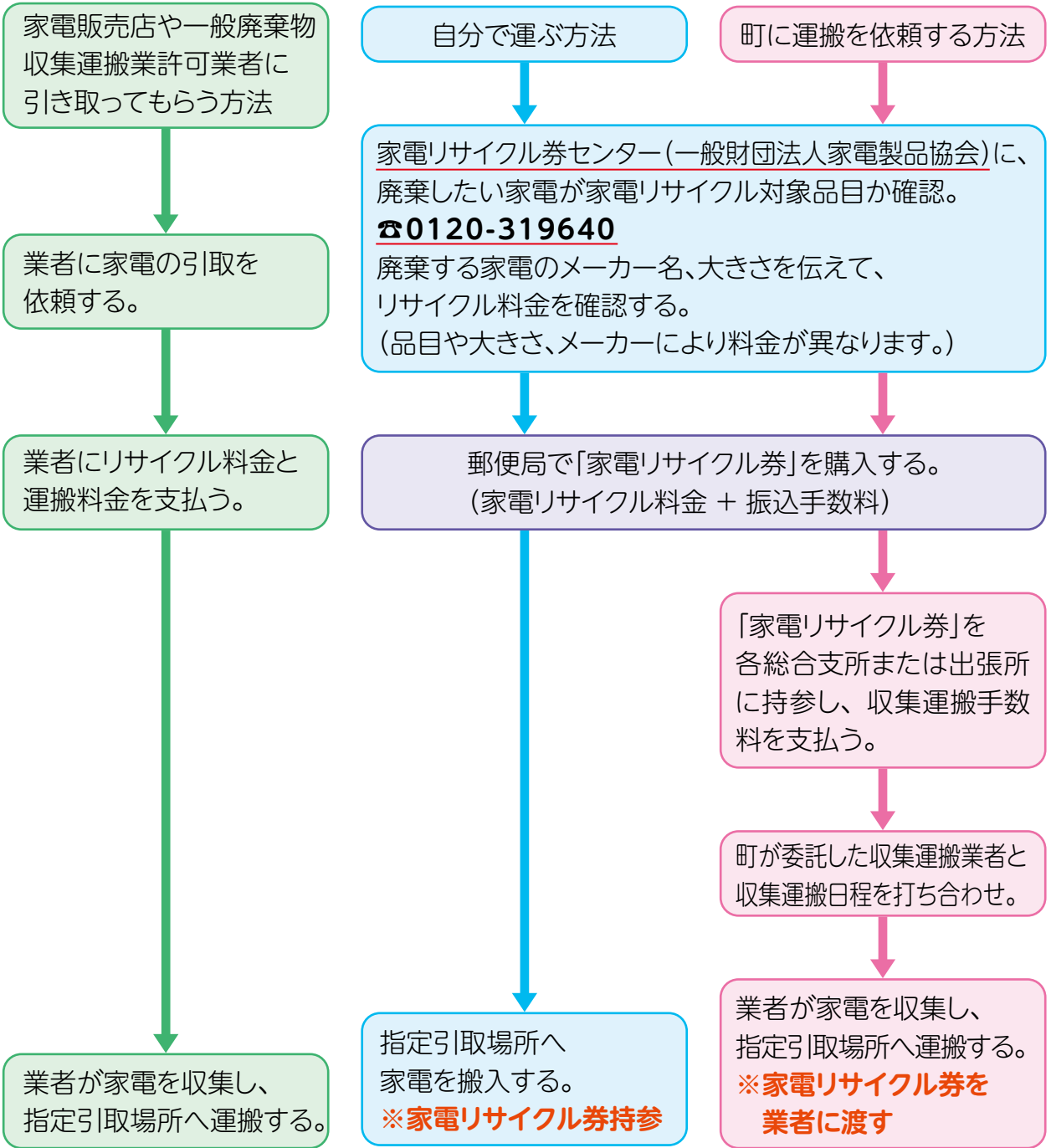


## ポイント



対象となるのは、  
家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)対象品目である  
エアコン(室外機含む)、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、  
衣類乾燥機です。

## チェック 「特定家庭用機器」の出し方



**重要!**

- 業務用冷蔵庫、業務用テレビ、業務用洗濯機、空調システムなどは対象外です。販売店へご相談ください。業務用を家庭用として使用した場合も同様です。
- 分解・解体して、ごみ収集ステーションに出さないでください。

## チェック指定引取場所

日本通運株式会社 岩国指定引取場所

所在地：岩国市新港町 3-13-16

電話：0827 - 24 - 2250

受付日：月曜日～金曜日

土曜日(不定休)

※日曜、祝日、盆、年末年始を除く。

営業時間：9時00分～16時30分

**※家電リサイクル券の持参を忘れずに!!**

**※必ず事前にお問い合わせください。**



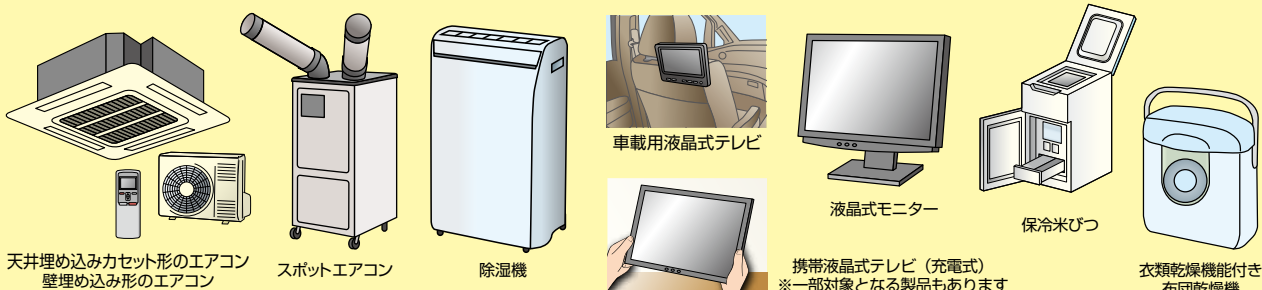
**注意**

- 収集運搬料金は、販売店等取扱業者により異なります。
- 特定家庭用機器は、町では処理ができません。したがって、周防大島町環境センターへ直接搬入できません。
- 事業者が使用されている家庭用機器は、家電リサイクル法の対象です。ただし、事業ごみに該当しますので、町では収集運搬できません。周防大島町環境センターへの直接搬入もできません。販売店に家電リサイクル料金と運搬料金を支払って処分を依頼するか、ご自身で郵便局にて家電リサイクル券を購入し、家電とともに指定引取場所へ搬入してください。



## 注意 「特定家庭用機器」の対象外(例)

参考・出典：“一般財団法人 家電製品協会(2023年4月1日現在)”



# 家庭用パソコン

## ポイント



対象となるのは、家庭用パソコンです。

- ・デスクトップパソコン本体
- ・ノートパソコン
- ・ブラウン管(CRT)ディスプレイ
- ・液晶(LCD)ディスプレイ
- ・ブラウン管(CRT)ディスプレイ一体型パソコン
- ・液晶(LCD)ディスプレイ一体型パソコン



※事業所及び事業活動で使用したパソコンは対象外です。

## チェック



### ◎パソコンメーカーへ回収・リサイクルを依頼する場合

パソコンのメーカーに回収を申し込んでください。メーカーが責任をもって、回収し、再資源化します。

参考・出典 “経済産業省 パソコンのリサイクル(資源有効利用促進法)”  
URL [https://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/kaden/index02.html](https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden/index02.html)

〈回収・リサイクル料金について〉「PCリサイクルマーク」の有無で異なります。



- ある〈回収・リサイクル料金〉かかりません。
- なし〈回収・リサイクル料金〉かかります。

1. パソコンメーカーの受付窓口へ回収申込をする。
  2. ゆうパック伝票がメーカーから送付される。
  3. パソコンを梱包し、送付された伝票を貼り付ける。
  4. 最寄りの郵便局に持ち込むか、戸別回収の連絡をする。
- 〈自作パソコンや回収・リサイクルを依頼するパソコンメーカーが不明なとき〉  
一般社団法人パソコン3R推進協会に相談。

参考・出典：“一般社団法人パソコン3R推進協会”  
URL <https://www.pc3r.jp/> 電話 03-5282-7685

### ◎家電販売店に持ち込む場合

一部の家電販売店などでパソコンの回収を行っています。  
パソコンの回収の有無、回収方法、料金などについてはご確認ください。

### ◎役場窓口へ持ち込む場合(※家庭用パソコン・モニターのみ)

〈回収窓口〉生活衛生課、久賀・大島・東和・橘総合支所 **※出張所は対象外**

〈持参物〉本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

- 〈注意事項〉
- ・**個人情報**は必ず消去してください。
  - ・付属品(例：ACアダプター、ケーブル、マウス)や周辺機器(例：スピーカー、プリンター、スキャナー)は**「金属類」へ** ※P.13 参照

**重要!**

家庭用パソコン・小型家電を  
宅配便で回収しています。(離島を除く)



## チェック 「宅配便による家庭用パソコン・小型家電の自宅回収」

●町では、国の認定事業者「リネットジャパンリサイクル株式会社」と協定を  
締結して、宅配便による家庭用パソコン・小型家電の自宅回収を実施しています。

※ 前島・笠佐島・情島・浮島は、宅配業者が集荷できませんので、ご利用できません。

〈回収品目〉ご不要になった家庭用パソコン ※事業所からの回収は不可。

パソコン周辺機器(マウス、プリンター、モニター、キーボード)

その他(DVD プレーヤー、携帯電話、デジタルカメラ、固定電話など)

〈回収料金〉パソコンを含むと1箱(3辺合計140cm以内、重量20kg以内)分が無料

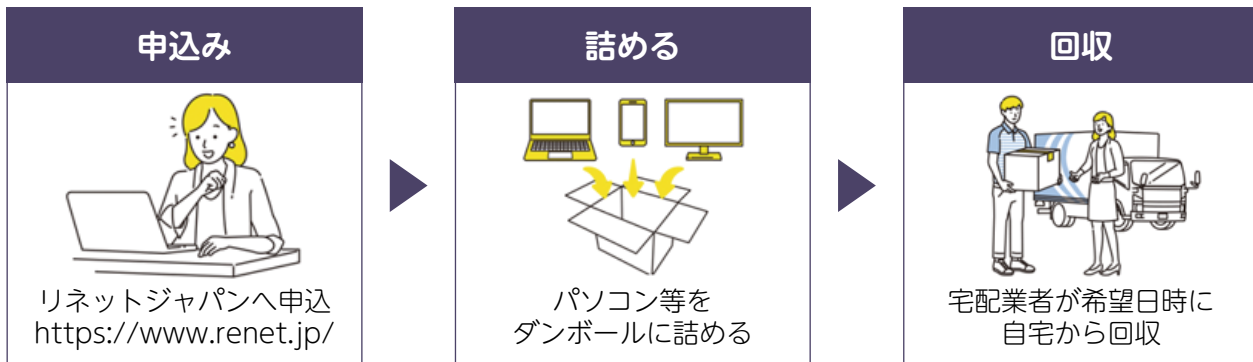
※ ブラウン管(CRT)モニターは処理等に費用がかかるため別料金。

〈個人情報のデータ消去について〉

- パソコンのみ無料のデータ消去ソフトあり。
- リネットジャパンリサイクル(株)が消去作業を行い、消去証明書を発行するサービスが別料金であります。

### 〈ご利用方法〉簡単3ステップ!

参考・出典：“リネットジャパンリサイクル株式会社”  
URL <https://www.renet.jp/>



〈申込方法〉 1 インターネット <https://www.renet.jp/>  
 2 FAX 0562-45-2918  
 (申込書は役場窓口でお渡しできます。)

〈お問い合わせ〉 電話 0570-085-800



## 注意 宅配便による自宅回収の対象外(例)

●特定家庭用機器 ※P.17~18参照  
(家電リサイクル法)対象機器



●乾電池 ※P.15 参照



●石油・灯油ストーブ ※P.13 参照



# 収集できないごみ

## ポイント



対象となるのは、大型の家財(家具)、多量ごみ、事業活動に伴って出た事業系一般廃棄物(燃やせるごみ)と資源ごみ(空カン・空ビン・ペットボトル)などです。

## 大型ごみ

### ◎燃やせるごみ 〈対象〉

- 木製の大型家具や畳・障子・襖  
(例:タンス、机、食器棚など)

### 〈出し方〉

- 周防大島町清掃センターへ直接搬入する。

※裏表紙 参照

- 一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼する。

### 〈注意〉

- 有料です**
- 金属やガラス等の燃やせるごみ以外のものを取り除く。



### ◎燃やせないごみ 〈対象〉

- 木製以外の大型家具  
(スチールタンス、スチール棚、机など)

### 〈出し方〉

- 周防大島町環境センターへ直接搬入する。

※裏表紙 参照

- 一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼する。

### 〈注意〉

- 有料です**
- 分別区分ごとにまとめて搬入する。



**条件付きで指定の収集日に、ごみ収集ステーションに出せます。**

### 〈条件〉

- 燃やせるごみ以外を取り除く。
- 規定寸法(長さ50cm以下、厚さ10cm以下)に切断する。
- 町指定の袋に入れる、もしくは町指定の袋に相当する大きさに縛って袋(大)を結び付ける。

### 〈条件〉

- 規定寸法(長さ1m以下、幅90cm以下)に切断する。
- 町指定の袋に入れる、もしくは町指定の袋に相当する大きさに縛って袋(大)を結び付ける。

## 多量ごみ(一度に町指定のごみ袋5袋を超える量を出したい場合)

〈対象〉 引越しや家屋の整理、敷地管理のための草木などで出る多量ごみ

- 〈出し方〉
- 分別を徹底し、燃やせるごみは周防大島町清掃センターへ、燃やせるごみ以外は周防大島町環境センターへ直接搬入する。
  - 一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼する。



## 事業ごみ

- ◎事業系一般廃棄物(燃やせるごみ)
  - ◎事業系資源ごみ(空カン・空ビン・ペットボトル)
- ※P.46参照

**※事業活動から生じるごみは、少量でもごみ収集ステーションには出せません。**



# 収集も処理もできないごみ

**重要!**

※周防大島町では収集も処理もできません。  
取扱店等専門業者や産業廃棄物許可業者へ処理を依頼してください。

## バイク(本体・部品)及び自動車等の部品



〈対象〉 車両本体、ホイール、タイヤ、バッテリー、バンパー、カウルなど  
〈出し方〉 取扱店等専門業者に処理を依頼してください。

## 事業ごみ

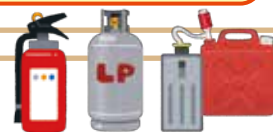


〈対象〉 業務用機器  
農業系廃棄物(農機具、農業用資材、農薬、肥料など)  
漁業系廃棄物(船体、船舶機装品、漁業用具、漁業用資材など)  
〈出し方〉 産業廃棄物に該当するので、産業廃棄物許可業者に処理を依頼してください。

**注意**

〈対象外〉 ※P.46参照  
◎事業系一般廃棄物(燃やせるごみ)  
◎事業系資源ごみ(空カン・空ビン・ペットボトル)

## 爆発や火災の危険があるもの



〈対象〉 プロパンガスボンベ等ボンベ類、ガソリン、灯油、消火器など  
〈出し方〉 取扱店等専門業者に処理を依頼してください。

## 医療廃棄物



〈対象〉 注射針(ペン型自己注射針など)、医療用注射針、点滴針など  
〈出し方〉 医療機関や薬局に相談してください。

参考・出典: "環境省 在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き"  
<https://www.env.go.jp/recycle/misc/gLtmwh/index.html>

## 建設廃材(工作物の新築、解体工事等に伴って発生した家財以外)

〈対象〉 ・柱、壁、床、ドア、サッシなどの資材  
・ビルトイン式 IH ヒーター、食洗器、マルチエアコンなどの設備  
・窓ガラス、瓦、レンガ、コンクリートブロックなど  
〈出し方〉 産業廃棄物に該当するので、産業廃棄物許可業者に処理を依頼してください。  
※以前に解体したものの、保管していたが不要になったものも同様の扱いです。



## その他

〈対象〉 発炎筒、金庫など  
〈出し方〉 取扱店等専門業者に処理を依頼してください。





# 台風接近等における ごみ収集の取り扱い



## 台風接近時でも原則収集します。

台風接近時においても、道路状況などにより収集作業ができない場合などを除き、原則ごみ収集は実施します。

ただし、下記の場合はやむを得ずごみの収集を中止または変更する可能性があります。

- 周防大島町への影響が深刻であると想定される強い勢力で台風が接近する場合。
- 大雨により土砂災害の危険性が懸念される地域がある場合。

このような状況下では、ごみ出し時の強風にあおられての転倒や、飛散したごみの直撃による怪我、収集車両の横転による事故など、様々な危険が想定されます。

### ごみの収集を中止または変更する際は、

防災行政無線及び町ホームページにてお知らせします。

町が発信する情報に、ご留意くださいますようお願いいたします。



## ごみ出しにおけるお願い

台風接近時でのごみ出しについては、ご自身の安全面にご配慮のうえ、行動されますようお願いいたします。

暴風雨のときは、ごみが飛散する恐れがあります。



### 衛生上特に問題がなければ、

できる限りごみ出しを控えて、次回以降の収集日に出してください。

ご協力をお願いいたします。

なお、台風の接近に伴い、ごみの収集時間が普段より大幅に変わる可能性があります。ご理解のほど、お願いいたします。



### 私有地に飛来した所有者不明のごみについて

通常のごみ出しルールに従って、ごみ収集ステーションに出していただくか、各施設へ搬入をお願いします。





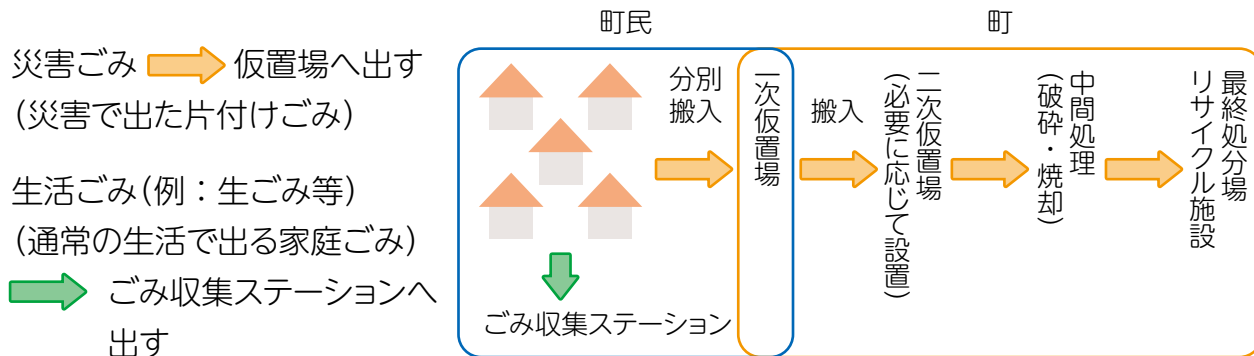


# 大規模災害時における 災害ごみの出し方

写真出典：“災害廃棄物対策フォトチャンネル”  
[http://kouikishori.env.go.jp/photo\\_channel/](http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/)

**重要!**

大規模な災害が発生すると、一度に大量のごみが出てきます。  
早期復旧・復興のためには、「災害ごみ」・「生活ごみ」を分別して、  
適切に処理することが重要です。



◎災害ごみを一時的に保管する仮置場は、発災後に町が指定した場所に設置します。

詳細は、開設時に防災行政無線及び町ホームページなどでお知らせします。

※住宅の前の道路脇やごみ収集ステーションに出すと、消防車や救急車、ごみ収集車などの車の通行の妨げになります。

◎ごみの定期収集は、発災後3～4日以内に再開することを目標とし、燃やせるごみ(生ごみ等)から優先的に収集します。  
ペットボトルや空カンなど、衛生面に問題のないごみについては、処理体制が復旧するまで、自宅等で保管してください。



## チェック

◎災害ごみは種類ごとに、決められた場所に置いてください。  
また、荷下ろしがスムーズにできるよう、ごみは分別して車  
に積み込み、搬入してください。

(下記分別例参照) ※荷下ろしに時間がかかると、交通渋滞の原因になります。

◎災害ごみの分別例(※災害の状況により分別の種類を変更する場合があります。)



① 可燃ごみ(紙・繊維類など)	⑥ 家電製品(被災により使えなくなった家電)
② 木質系ごみ(木製家具・板など)	⑦ 埋立ごみ(ガラス類・陶磁器類・電球など)
③ 畳・布団・カーペット	⑧ 有害ごみ(蛍光管・乾電池など)
④ プラスチック類	⑨ 瓦・コンクリート
⑤ 金属類	⑩ その他



**注意**

- 冷蔵庫やタンスなどの中身は全て取り出し、それぞれ分別してください。  
食品等が入っている場合、搬入者に持ち帰っていただきます。
- 必ず排出者ご本人(またはご家族)が搬入してください。
- **仮置場に災害ごみ以外のごみは搬入できません。**



# Q&A ～よくあるお問い合わせ～



**Q.** ペットボトルや容器包装プラスチックは、なぜ洗って出さないといけないの？



**A.** リサイクルするためには、汚れ等を洗い流して排出することが品質向上のため必要不可欠です。ひとつの容器が汚れていると一緒に出された他の容器も汚れてしまうので、手間かもしれませんが、一つひとつ洗って出してください。



**Q.** 爆発事故のニュースを見て、スプレー缶に穴をあけるのは怖いけど、穴をあけて出さないといけないの？



**A.** 爆発事故の報道後、多くのお問い合わせをいただいています。今回から穴あけを求めないように出し方を変更しました。ただし、**中身が残ったままごみ収集に出されてしまうと、ごみ収集車やごみ処理施設などでの引火や破損事故の原因となり大変危険です。**下記の点を厳守してください。  
①**完全に使い切ること。**  
②**火の気のない風通しのよい屋外で、ガス抜きを行うこと。**  
(※**ガス抜きキャップ**を使ってください)



**Q.** 複数の素材でできている場合の分別はどうしたらいいの？



**A.** ごみの分別は、素材ごとに出していただくことを基本としています。ただし、様々な素材の組み合わせがあり、一概に「〇〇」で分別と言いきれないものが多くなっています。大変お手数ですが、生活衛生課(☎0820-79-1012)にご連絡ください。こちらより聞き取りをさせていただいたうえで、分別方法を回答させていただきます。



**Q.** 収集車が昼前に来るのに、なぜ朝の指定時間までにごみ出しをしないとイケないの？



**A.** ごみ収集のルールとして、一部離島を除き午前8時00分までに出すようになっております。昼前に収集する地区もありますが、道路状況やごみの量等によって収集ルートを変更する場合があります。必ず決められた時間までにごみを出していただきますようお願いいたします。



**Q.** 実家が空家になり、片付けをしたところ大量にごみが出たが一度に処分を済ませる方法はないだろうか？



**A.** 施設への直接搬入をご検討されるか、一般廃棄物収集運搬業許可業者をご案内しますので、生活衛生課(☎0820-79-1012)にご連絡ください。

**重要!** ごみの不法投棄・野焼きは違法行為です

## ◎根拠法令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

※違反した場合、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金に処し、またはこれを併科すると、規定されています。(法人の場合は3億円以下の罰金)

**不法投棄**

廃棄物を定められたルールによって適正に処理せず、決められた場所以外の山林などに捨てたり、埋めたりする行為で違法行為にあたります。

**野焼き(野外焼却)**

法律で禁止されています。ドラム缶・ブロックを積み上げただけの炉や、設備が十分でない焼却炉での焼却も野外焼却と同じ行為とみなされます。

例外として、

- ・農林業、漁業などを営むためにやむを得ない焼却
- ・宗教上の行事を行うための焼却
- ・落ち葉焚き等の日常生活を営むため通常行う軽微な焼却

がありますが、煙や臭いで近隣の迷惑にならないよう、規模や風向きなど十分に配慮・注意する必要があります。



## 〈通報・相談先〉

- |                      |               |
|----------------------|---------------|
| ○不法投棄ホットライン(フリーダイヤル) | ☎0120-538-710 |
| ○柳井警察署               | ☎0820-23-0110 |
| ○周防大島幹部交番            | ☎0820-72-0110 |
| ○山口県柳井環境保健所          | ☎0820-22-3631 |
| ○周防大島町生活衛生課          | ☎0820-79-1012 |

**重要!** 事業者の皆様へ(お願い)

◎事業活動(農業・漁業含む)から生じるごみは、**少量でもごみ収集ステーションには出せません。**

店舗・会社・工場・事務所などの営利を目的とするものだけでなく、病院・学校・官公署など広く公共サービスなどを行っているところも含めて、事業活動から生じるごみとなります。事業活動から生じるごみは、自らの責任と負担により、適正に処理しなければなりません。

事業活動から生じるごみは、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分けられます。

町の処理施設では、「産業廃棄物」は処理しませんので、山口県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託するなど自らの責任において適正に処理する必要があります。ただし、空カン、空ビン、ペットボトルについては資源ごみとして扱いますので、一般家庭と同様にきちんと分別したものであれば、自ら周防大島町環境センターへ**有料**で持ち込むこともできます。

「事業系一般廃棄物」の処理は、自ら周防大島町清掃センターに**有料**で持ち込む方法、町の許可する一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼する方法があります。

## 〈問い合わせ〉

- |                  |            |               |
|------------------|------------|---------------|
| ○産業廃棄物処理業者に関すること | 山口県柳井環境保健所 | ☎0820-22-3631 |
| ○収集運搬に関すること      | 周防大島町生活衛生課 | ☎0820-79-1012 |

# 直接搬入される場合 (※有料)

## 燃やせるごみの持込

### 周防大島町清掃センター

〈所在地〉

周防大島町大字棕野字堺5番地12

〈電話〉

0820-72-0359

〈注意事項〉

大型のものは破砕機を使用するため、  
午後に搬入してください。

## 燃やせないごみの持込

### 周防大島町環境センター

〈所在地〉

周防大島町大字西安下庄字大泊り3720番地1

〈電話〉

0820-77-0333

〈注意事項〉

分別区分ごとにまとめて搬入してください。  
(例:「金属類」・「埋立ごみ」)

〈搬入時間〉

午前 9時30分～11時30分 / 午後 1時30分～3時30分

**重要!**

- 必ず搬入日の前日もしくは、搬入当日の午前中までに施設へ電話連絡し、搬入時間等の調整をしてください。
- 処理料金がかかります。詳細は各施設へお問い合わせください。



～ ごみの分別や処理に関する お問い合わせ・ご相談 ～

周防大島町 生活衛生課 ☎ 0820-79-1012